る場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、6.の規定中「白色又は橙色」とあるのは「白色」と、それぞれ読み替えるものとする。

２　車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（前部上側端灯）

第46条　（略）

２　前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の２第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（昼間走行灯）

第46条の２　昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則7.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則13.2.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

２　昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

る場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、6.の規定中「白色又は橙色」とあるのは「白色」と、それぞれ読み替えるものとする。

２　車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（前部上側端灯）

第46条　（略）

２　前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の２第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（昼間走行灯）

第46条の２　昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則7.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則13.2.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

２　昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。